

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示案要綱



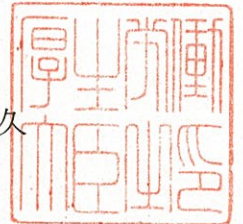
厚生労働省発職1226第10号

平成25年12月26日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙1「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙2「雇用保険法施行規則第110条の3第1項第1号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 トライアル雇用奨励金制度の改正

一 職業紹介事業者（職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、対象者を雇い入れる事業主についても、トライアル雇用奨励金の支給の対象とするものとする。

二 トライアル雇用の対象者について、学校等を卒業後三年以内に安定した職業に就いていない学卒未就職者及び妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業に就いていない期間が一年を超えている者を加えるものとともに、就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者を、厚生労働大臣が定める者とするものとする。

第二 その他

一 この省令は、平成二十六年三月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

雇用保険法施行規則第一百条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示

案要綱

第一 トライアル雇用の対象者である就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者を次のとおり定めるものとする。

一 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者

二 母子及び寡婦福祉法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、二十歳未満の子若しくは雇用保険法施行規則別表第二に定める障害がある状態にある子又は同項第五号の精神若しくは身体の障害により長期にわたつて労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもの

三 児童扶養手当法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている児童の父

四 雇用保険法第四十二条に規定する日雇労働者として雇用されることを常態とする者

五 季節的業務に従事する者

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十条の永住帰国した中

国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの

七 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第二条に規定するホームレス

八 住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、喫茶店その他の施設を主として起居の場所とし、安定した職業に就いていない者をいう。）

九 その他安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める者

第二 適用期日

この告示は、平成二十六年三月一日から適用するものとする。